

## 議事の経過

第一日 平成三十年十二月七日

開会 午前十時〇一分

### ○議長（野呂日出男君）

ただ今の出席議員数は、十四名であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から平成三十年第四回藤崎町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

日程第一、会議録署名者の指名を行います。

会議規則第二百二十二条の規定により会議録署名者は、

十三番 浅利直志君

一番 阿部祐己君

二番 五十嵐忍君を指名いたします。

日程第二、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び会期日程については、議会運営委員会で審議いたしましたので、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、奈良岡文英君。

[議会運営委員長 奈良岡文英君 登壇]

### ○議会運営委員長（奈良岡文英君）

皆さんおはようございます。

ただ今から、議会運営委員会で審議いたしました結果をご報告申し上げます。

去る十二月五日、午前十時から役場三階小会議室において、地方自治法第百九条第三項第一号の所管事務調査のため、議会運営委員会を開催し、平成三十年第四回藤

崎町議会定例会の会期及び会期日程について、各委員の意見を十分尊重のうえ、慎重に審議いたしましたところ、会期は本日から十二月十三日までの七日間とし、会期日程については、お手元に配布しておりますとおり

十二月七日は、開会・会議録署名者指名・会期の決定・諸般の報告・町長提案理由説明

十二月八日、九日は休日及び日曜日のため休会

十二月十日は、議案熟考のため休会

十二月十一日は、町政に対する一般質問

十二月十二日は、各常任委員会開催のため休会

十二月十三日は、議案審議・採決・閉会

以上のように議会運営委員会で決定いたしましたことをご報告申し上げます。

○議長（野呂日出男君）

お諮りいたします。

ただ今、議会運営委員長から報告がありましたとおり、本定例会の会期は本日から十二月十三日までの七日間とし、休会日は、お手元に配付してあります日程表のとおりにしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長から報告のとおり、会期は、本日から十二月十三日までの七日間とし、休会日は、お手元に配付してあります日程表のとおりとすることに決定いたしました。

○議長（野呂日出男君）

日程第三、諸般の報告を行います。

議案等の受理事項については、朗読を省略しお手元に配布しております印刷物によりご了承願います。

○議長（野呂日出男君）

次に代表監査委員から、監査報告を求めます。

代表監査委員 神 忠勝君。

[代表監査委員 神 忠勝君 登壇]

○代表監査委員（神 忠勝君）

監査報告を申し上げます。

例月出納検査については、去る十一月二十六日、二十七日及び二十八日の三日間にわたり、十月分の各会計の収入・支出について出納関係諸帳簿並びに支出に関する証書類等を照合監査いたしましたところ、適正かつ正確に処理されており、異常なものとは認めませんでした。

また、定期監査については、去る十一月十四日、十五日及び十六日の三日間にわたり、町補助金交付団体を対象に執行状況を監査いたしましたところ、事業計画等に基づき補助金が適正に活用され、諸帳簿等の整備並びに経理内容等は適正と認めました。

ふじ保育園は、新しく完成した園舎、自然豊かな広い園庭など快適な環境のもと保育が行われていました。

四月にオープンしたふじさき食彩テラスは、約十六万人余の方に利用していただいております、特にランチビュッフェは好評で、再訪者も多いとのことでした。

今後とも創意工夫をし、集客に努めていただきたいと思います。

また、町消防団の四箇所の分団の機械器具等の備品の管理及び台帳の記載整備等は良好でありました。

以上で監査報告を終わります。

○議長（野呂日出男君）

監査報告が終わりました。

これで諸般の報告を終わります。

日程第四、報告第十九号及び議案第六十二号から議案第九十五号までを一括上程し、町長から提案理由の説明を求めます。

町長 平田博幸君。

[町長 平田博幸君 登壇]

○町長（平田博幸君）

（提案理由の説明 別紙のとおり）

○議長（野呂日出男君）

日程第五、請願第一号 主要農作物種子法の復活をもとめる請願 を議題といたします。

請願第一号の紹介議員の浅利直志君から趣旨説明を求めます。浅利直志君。

[十三番 浅利直志君 登壇]

○十三番（浅利直志君）

おはようございます。

本請願の趣旨をご説明したいと思います。主要農作物種子法の復活をもとめる請願であります。請願団体は国民の食糧と健康を守る津軽地区連絡会、代表者が黒沼利三さんでございます。請願の趣旨について、引き続き説明させていただきます。

今年の三月末をもって主要農作物種子法が廃止されました。

種子法は、国や都道府県の種子に対する公的役割を明確にした世界に誇るべきものでありました。同法のもとで、米・麦・大豆の原種及び原原種の生産、優良品種（奨励品種）指定のための検査などを義務づけることにより、都道府県と農業協同組合が協力し、地域にあった優良銘柄を多く開発し、農家に安価に販売するなど、農民の生産・販売活動に大きな役割を果たしてきました。

また、種子法の廃止で、地域の共有財産である「種子」を民間企業に多くを委ね

た場合、改良された新品種に特許がかけられ、農家は特許料を払わなければ種子が使えなくなることが強く懸念されるところであります。

種子法の廃止に対し「なぜ廃止するのかわからない」「地域に適した品種の維持は行政の管理が不可欠」との声が上がり、新潟・埼玉・兵庫の三県で条例の制定、北海道・宮城・岩手・群馬・長野・愛知・滋賀などで要領・要綱で対応するなど、全ての都道府県で、従来通りの種子事業を続ける方針です。この間築き上げてきた、特に試験場等のとりくみが後退することがないように、廃止された主要農作物種子法の復活が求められます。

以上の趣旨から、下記事項について要請いたします。

請願事項は、廃止された主要農作物種子法の復活をもとめるということでございます。

特に、試験場等が稲も含めて種子の開発に大きな役割を果たし、農家に普及するということで、大事な種子法ではないかと思えます。規制改革だというようなことで解決されるべき問題ではないのではないかという趣旨から、本請願に賛成していただきますことを心からお願いする次第であります。

○議長（野呂日出男君）

趣旨説明が終わりました。九番 相馬勝治君。

○九番（相馬勝治君）

採決の前に、今回の請願に対して意見があります。「種」というのは何をもって大事なものであります。この種子法が何で出来たのか、何で廃止したのか、中身についても若干分からない点もあり、他の県では様々な復活、検討をしているということで継続若しくは委員会付託でもよろしいので、議長よろしく申し上げます。

○議長（野呂日出男君）

ただ今、九番 相馬勝治君から本請願を継続審査する旨の動議が提出されました。動議は会議規則第十五条により、他に一人以上の賛成者がなければ議題とする

ことができないことになっております。

お諮り致します。本動議を議題とすることに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野呂日出男君）

賛成者が二人以上ですので、この動議は成立致しました。

よって、本請願を継続審査とし、総務産業常任委員会に付託したいと思っておりますが賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野呂日出男君）

起立多数であります。

よって、請願第一号は継続審査とし、総務産業常任委員会に付託することに決定しました。

日程第六、請願第二号 日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める請願を議題といたします。

請願第二号の紹介議員の浅利直志君から趣旨説明を求めます。浅利直志君。

[十三番 浅利直志君 登壇]

○十三番（浅利直志君）

改めましておはようございます。

先程の請願は継続審査ということで、慎重審査していただけるということで、感謝申し上げる次第であります。

引き続き、日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める請願について説明をさせていただきます。

請願趣旨の理由を説明する前に、本請願は皆さんもご存知のように国連総会で可決していることでもあります。現在、条約は五十カ国が批准した時点から九十日後に発効するという仕組みになっております。すでに五十六カ国が署名し、批准手続き

が行われているということ、ぜひご承知おき願いたいと思います。

引き続き請願の趣旨を説明させていただきます。

昨年七月七日、核兵器禁止条約を交渉する国連会議は、核兵器禁止条約を国連加盟国の三分の二にあたる百二十二カ国の賛成で採択しました。人類史上初めて「核兵器のない世界」への歴史的一步を踏み出したのです。しかし、この会議に、唯一の戦争被爆国の日本政府は核保有国と歩調を合わせ参加しませんでした。

このことを、広島・長崎の被爆者と多くの国民は、恥ずかしく、悲しく、怒りをもって迎えたと言われております。

条約は、その前文で核兵器の非人道性を厳しく告発し、国連憲章、国際法、国際人道法にてらして、その違法性を明確に述べています。さらに、広島と長崎の被爆者に言及し核兵器廃絶の必要性を明確にしました。

条文第一条では、核兵器の法的禁止の内容を定め、加盟国に核兵器の「開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵」などの禁止を義務づけ、さらに「使用、使用の威嚇」などが禁止されています。第四条では、核兵器国や核の傘の下にいる国々が参加する余地をつくり、核兵器の完全廃絶に向けた枠組みが明確にされ、核保有国が条約に参加する道をつくっています。

九月二十日から条約の署名が国連本部で始まり、これまでに六十九カ国が署名しました。さらに、昨年十二月十日には、条約採択に向けた国際的運動を評価して「ICAN（核兵器廃絶国際キャンペーン）」にノーベル平和賞が授与されました。核兵器が再び使われかねない危うい状態が続いている今だからこそ、核兵器の悲惨さを知る唯一の国の政府として、日本政府がすみやかに署名し、国会での批准を経て条約に正式に参加することを強く求めるものであります。

以上の趣旨に基づき、下記事項について政府及び関係機関に意見書を提出するよう請願致します。

一、日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名すること。

二、衆議院・参議員の両院ですみやかに核兵器禁止条約を批准すること。

以上が、日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める請願書であります。

何卒、慎重判断の上、ご賛同くださいますことを重ねてお願い申し上げまして、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（野呂日出男君）

趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから請願第二号を採決いたします。請願第二号を採択することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（野呂日出男君）

異議がありますので、まずこの請願に反対者の発言を許します。奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

請願第二号に反対するものであります。

日本は確かに唯一の被爆国であり、長崎・広島の被害の惨状は学校教育の中、また報道番組等で他国民以上に理解しているつもりです。広島・長崎の被爆者の皆さんの苦しみが今も続いていることも理解しています。確かに、核兵器はできることなら廃絶すべきと、私は思っています。

しかし、理想と現実の違いはあります。皆さんもよくお考え下さい。戦争を防ぐ一番の効果的な方策は、安全保障上の友好的な同盟と言われています。

今、日本は憲法上の制約の中で軍隊を持たない現状であり、最低限の防衛組織である自衛隊の不足分を補うために、アメリカとの間に日米安全保障条約を締結していることは周知の通りであります。当然、日本有事の際、アメリカは安全保障条約



の規定どおり、日本のために戦ってくれるでしょう。

同盟関係は、約束と信頼で成り立っています。日本防衛のため戦う同盟国に武器の制約を求めることは、当然信頼関係が損なわれてしまいます。戦略的にみれば、日本はアメリカの核の傘の下にすることを理解すべきであり、核保有は第二次大戦の戦勝国・主要国に与えた特権であり、国連の常任理事国は拒否権等を含む優遇な権利は、今の国連がある限り永遠に手放さないでしょう。

つい先日、アメリカはロシアに対して中距離核戦力全廃条約の破棄を最後通告しているのが現状です。そのような国際情勢の中で政府は現実的な戦略、そして国益を考え、以て核兵器禁止条約に署名しなかったと理解しています。

以上の理由から請願第二号には賛成しかねます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

次に、請願に賛成者の発言を求めます。（「なし」の声あり）

他に討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終結いたします。

これから請願第二号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。請願第二号を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野呂日出男君）

起立少数であります。

よって、請願第二号は不採択とすることに決定しました。

○議長（野呂日出男君）

これをもって、本日の日程は終了致しました。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労様でした。

散会 午前十時四十二分